

## 採用時の給与はどのくらい？

当法人では学歴、経験により 121,600 円 ~ 241,300 円の基本給に加えて諸手当が加算されます。また、介護職員にはさらに処遇改善加算の一時金として一人あたり 50,000~100,000 円相当額が年度末に一括支給されます。

## 諸手当は？

- ① 扶養手当・・・扶養親族がある場合（月額）5,500 円 ~
- ② 住居手当・・・住宅に居住または借り受けた場合（月額）1,000 円 ~ 27,000 円
- ③ 通勤手当・・・徒歩をのぞく通勤距離が片道 2 km 以上の場合（月額）3,000~24,400 円
- ④ 資格手当・・・有する資格に応じた職種の場合 看護師・保健師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士（月額）20,000 円、准看護師（月額）10,000 円、管理栄養士（月額）12,000 円、栄養士（月額）6,000 円
- ⑤ 特殊業務手当・・・職種に応じて（月額）基本給の 2 ~ 6%
- ⑥ 夜勤手当・・・22:00 ~ 5:00 まで勤務を命じられた場合（1 回）7,500 円
- ⑦ オンコール手当・・・自宅等に待機を命じられた場合（1 日）800 円
- ⑧ 介護特定処遇手当・・・勤続 10 年以上で介護福祉士を有する介護職員とその他の介護職員に（月額）5,000~20,000 円
- ⑨ 賞与・・・6 月と 12 月に支給（年間）基本 3.2 ヵ月 ~ 4.6 ヵ月

※ その他に時間外・休日勤務手当、管理職手当、責任手当等があります。

## 昇給・昇格は？

年齢が 55 歳までの間に、年 1 回昇給があります。概ね 4,000 円~6,000 円  
介護福祉士や介護支援専門員などの資格取得者等における特別昇給もあります。  
昇格は当法人のキャリアパスに基づいておこなわれます。

- 1 級→2 級・・・職員給与規程に基づき、採用時もしくは資格や勤務年数により
- 2 級→3 級・・・基本的に職員となって 9 年以上で専門資格をおおむね取得
- 3 級→4 級・・・基本的に 3 級となって 6 年以上で情意性基準に適合
- 4 級→5 級・・・基本的に 4 級となって 6 年以上で法人研修に合格

## 休日や勤務形態は？

休日数は 4 週あたり 7 日以上です。勤務時間は 1 日実働 8 時間、1 週 40 時間となっており、日により 6 時間や 4 時間勤務があります。

事務系は基本的には日曜日・祝日が休日で 8:30~17:30 の勤務です。看護・介護系は曜日に関係なく休日があり、早番・遅番勤務があります。夜勤勤務者は夜勤明けの翌日は基本的に休日となっています。主な勤務時間は次のとおりとなっています。

(8h) 7:30~16:30、7:45~16:45、9:30~18:30、9:45~18:45、10:00~19:00

(6h) 11:45~18:45

(4h) 7:30~11:30、7:45~11:45、8:30~12:30、14:45~18:45

(夜勤) 17:00~10:00

## 休暇は？

採用初年度で10日の有給休暇をうけることができます（10月以降の採用の場合は5日）。採用時以降は年度を継続して勤務し、20日を限度に勤続1年増すごとに前年度取得日数に2日が加算した日数分がもらえます（1年で最大40日使用可能）。また、年次有給休暇を計画的に連続取得できる制度もあります。その他として、特別休暇、育児・介護休暇や療養休暇などがあります。

## キャリアアップやスキルアップはできるの？

外部研修や法人内の研修や認定資格制度といった研修等に参加し、新しい知識や技術を身に付けることができます。また、新人の方でもエルダー制度により、先輩職員がサポートしながら業務を覚えていくので、無資格でも安心して働くことができます。

## 福利厚生は？

健康保険等の加入はもちろんのこと、各種お祝いや健診、研修や各種施設利用等の助成などがあります。また制服も貸与しています。その他に職員間の親睦やリフレッシュを目的に年数回のレクリエーションや研修旅行があります。

## ワークライフバランスは？

当法人のワークライフバランスのための行動計画や各種法令に基づき、育児・介護休業などさまざまな制度や母性健康管理の措置などが利用できます。主なものとして次のものがあります。

- ・育児休業・・・理由により最長、子が2歳になるまで休業ができます。
- ・介護休業・・・2週間以上にわたり介護を要する者を介護する場合は、93日間まで休業ができます。
- ・時間外労働の制限・・・妊産婦および小学校就学前の子を養育する場合または要介護状態にある家族の介護をする場合は、1ヵ月に24時間、1年に150時間を超えて時間外労働をしないことができます。
- ・深夜業の制限・・・妊産婦および小学校就学前の子を養育する場合または要介護状態にある家族の介護をする場合は、深夜に労働をしないことができます。
- ・育児短時間勤務・・・小学校就学前の子を養育する場合は、1勤務日ごとに2時間の範囲内で短縮された6時間勤務とすることができます。
- ・介護短時間勤務・・・要介護状態にある家族の介護をする場合は、1勤務日ごとに2時間の範囲内で短縮された6時間勤務とすることができます。

また、これとは別に雇用が継続され働きやすい勤務環境が整備されており、事情に応じた職員の任用換えもできます。

**安心して働き続けることができる環境が整っていますので、**

**私たちと一緒に働きませんか？**